

組織名 国土交通省 近畿運輸局

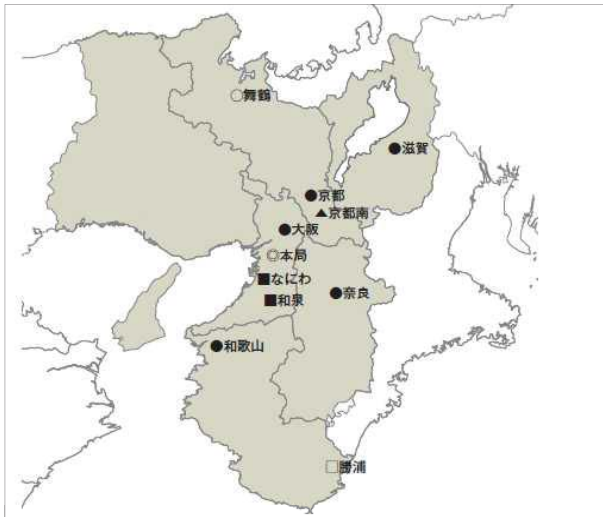
組織情報

所在地 (代表組織)	大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館	
サイトアドレス	http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/	
連絡先	電話	06-6949-6412
	FAX	06-6949-6458
	メールアドレス	

組織概要

管轄・組織体制など

近畿運輸局では、交通分野における安全・安心の確保、魅力ある観光地づくりや人と環境に優しい交通体系の構築を通じて関西の地域経済の活性化と豊かで快適な生活を実現することを目指しています。



◎近畿運輸局

- 大阪運輸支局
 - なにわ自動車検査登録事務所
 - 和泉自動車検査登録事務所
- 京都運輸支局
 - ▲京都南自動車検査場
 - 京都運輸支局(舞鶴庁舎)
- 奈良運輸支局
- 滋賀運輸支局
- 和歌山運輸支局
 - 勝浦海事事務所

所掌事務・担当業務

総務部	安全防災対策の推進 公益法人の指導 職員の人事管理、福利厚生 予算の執行と国有財産の管理 広報 情報公開
企画観光部	公共交通維持・活性化及び観光振興施策の推進 地域の交通計画等の策定及び推進 国際観光振興の推進 地域観光振興の推進及びホテル・旅館・旅行者の登録等
交通環境部	環境問題への取り組み 総合的物流効率化施策の推進及び倉庫業の登録 交通バリアフリー化の推進・交通における情報化 交通二ーズの把握等消費者利便の向上 行政相談
鉄道部	鉄道事業等の許認可 鉄道・軌道輸送の改善、輸送サービスの向上 鉄道・軌道の運転保安、施設・車両の安全確保及び索道の安全確保 事故等防止対策の推進 動力車操縦者運転免許試験の実施
自動車交通部	バス・タクシー・トラックの輸送サービスの向上、効率化の推進 利用者保護対策及び自動車環境対策の推進 バス・タクシー輸送のバリアフリー化推進 自動車損害賠償保証制度の推進
自動車監査指導部	バス・タクシー・トラック運送事業者の監督・指導 適正化対策の推進
自動車技術安全部	自動車の検査・登録 整備工場の指導育成 自動車整備士試験の実施 バス・タクシー・トラックの安全輸送の確保及び公害防止の推進
海事振興部	旅客船、内航海運、港湾運送事業の許認可及び輸送サービスの改善、向上 海事思想の普及 海事代理士の試験、登録 造船業、船用工業の活性化の推進 モーターボート競走の監督 舟艇の利用振興 船員の労働関係相談、職業紹介、就職指導、失業保険金等の支給
海上安全環境部	船舶検査による航行安全の確保 旅客船、フェリー等船舶の安全確保 旅客船のバリアフリー構造・設備の審査 海洋汚染防止の推進 船主責任保険の加入指導及び監督 船舶の廃油処理に関する指導 船舶の登録業務及びトン数測度の執行 船員の労働環境の向上及び災害防止の推進 海技試験の実施及び海技免状・小型船舶操業免許証の交付 水先人の指導、育成 外国船舶の監督
各運輸支局 自動車検査登録事務所 勝浦海事事務所	生活交通の確保対策 自動車環境対策の推進 自動車運送事業の申請手続き 自動車の検査、登録 自動車整備事業の申請手続き 海上運送事業 港湾運送事業及び倉庫業の申請手続き 船舶の検査、登録 船員手帳の交付 船員の職業紹介 失業保険の給付 海技免状の交付 鉄道、観光に係る申請手続き

組織名 | 国土交通省 近畿運輸局

防災に関する取組など

災害時における近畿運輸局の役割

大規模災害が発生したとき、近畿運輸局には5つの役割が求められています

- ①旅客輸送の確保（代替輸送手段、ルートの確保、情報提供）
- ②貨物輸送の確保（代替輸送手段、ルートの確保）
- ③救援物資等の管理・保管（専門家の派遣による作業体制の確立）
- ④観光問題への対応（観光に関する「復興体制」の形成）
- ⑤その他（被災者等の生活支援のための調整等）

東日本大震災における運輸局の主な取り組みの例

救援物資輸送支援

関係機関との調整

震災前より、各府県トラック協会と各府県との間で災害時における緊急物資輸送に関する協定を締結していましたが、震災後、その協定に基づく緊急物資輸送の対応状況について、情報収集に努め、迅速かつ適切な緊急支援物資の輸送の支援を行いました。

物流の専門家派遣

緊急支援物資輸送の体制を確保するため、トラック協会・倉庫協会及び県に対して、物流の専門家（物流事業者等）派遣の調整を行うとともに、必要な支援物資が被災者へ確実に届くよう、物資の集積場所や末端避難所等を調査し、状況を把握しました。届いていない事態があれば、原因を究明し、改善を図るよう働きかけを行いました。

車検証・海技免状等の有効期間の延長

公的手続きに関する特別措置の実施

- 1.自動車検査等についての特別措置
被災地住民の車両のほか、災害復旧に使用している車両等の車検証の有効期間延長を実施しました。
- 2.海技免状等についての特別措置
必要に応じ、海技免状、船舶検査証書等の有効期間延長を実施しました。

移動自動車相談所の設置

移動自動車相談所を岩手県、宮城県及び福島県の主たる被災地の避難所等33カ所に開設し、車両の流出・損壊等による登録抹消や自動車重量税に関する相談、海水に浸った車両に関する整備の相談や自動車の無料点検等を実施しました。



組織名 | 国土交通省 近畿運輸局

防災に関する取組など

災害に強い物流システムの構築事業

東日本大震災時の支援物資物流の現状(問題点)

物資集積拠点の選定

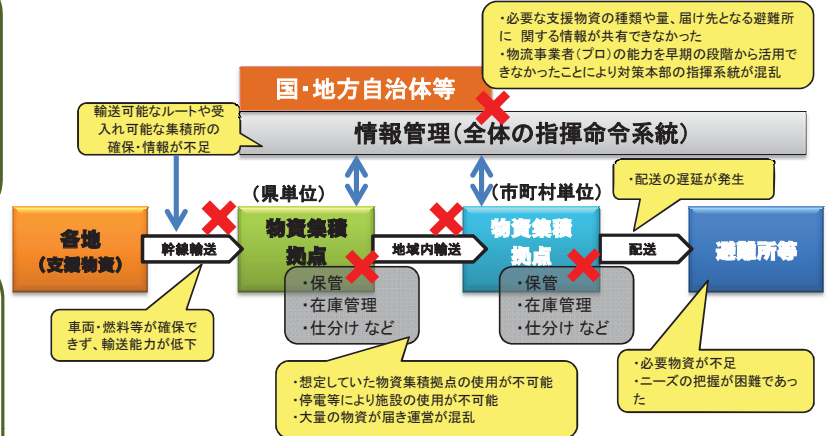
- 事前選定県(岩手県・福島県)
 - ・施設狭小等により、トラック協会の助言によりキャパシティー等を有する施設を選定(岩手県)
 - ・野積み施設、避難所等利用のため使用不可、倉庫協会の協力により民間倉庫活用(福島県)
- 未選定県(宮城県)
 - ・想定公共施設が被災、遺体安置所等利用により、倉庫協会との協定により民間倉庫活用(宮城県)

県災害対策本部の運営

- ・県対策本部の担当職員が頻繁に入れ替わったことにより、支援物資情報が混乱、ひいては物資集積拠点での大きな混乱につながった。(宮城県)
- ・物流事業者を参画させ、支援物資の情報管理、トラック輸送の手配等実施(岩手県・福島県)

物資集積拠点の運営

- ・県災害対策本部の情報混乱、関係者間の情報共有ができず、支援物資の大量流入で、新規受入停止(宮城県)
- ・県職員で対応していたが、トラック協会に支援要請(岩手県)
- ・物流関係者に運営委託、円滑な業務(福島県)

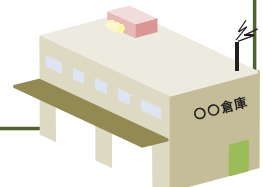


民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築について

- 東南海・南海地震等の想定地域(近畿ブロック) (※全国の各ブロックでも各々開催)
- 今回の東日本大震災において明確となった災害時における物流の問題点を踏まえ、今後大規模災害の発生が想定される地域において、官民で災害に強い物流体系について議論する場としての協議会の設置や災害時の広域物資拠点施設の整備等、災害に強い物流システムの構築を支援
- 災害時における支援物資等の輸送において、重要な役割を果たすことになる民間物資拠点施設に対し、災害時の機能確保のために必要な投資等に支援

民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会(近畿)

- 国、近畿2府4県、関西広域連合、有識者、倉庫協会、トラック協会、物流事業者等で構成
- 平成23年度
 - 支援物資物流における、国・自治体物流事業者の役割分担を明確化
 - 民間施設を利用した「広域物資拠点施設」のリストアップ
 - 民間物資拠点の非常用設備(電源・通信)導入費用の一部を補助(24年度継続)



24年度

災害協定の締結推進

倉庫事業者団体と自治体は、災害時における当該施設の利用又は物流事業者関係者の広域物資拠点への派遣を含めた協定の締結を推進する。(運送事業者協会との輸送協定は締結済み)

地域防災計画への反映

災害対策基本法に基づく各地域の防災計画に反映

訓練の実施

1/17 大阪府地震津波災害対策訓練に参加
2/13 関西広域連合応援受援団上訓練に参加

新しい被害想定への対応

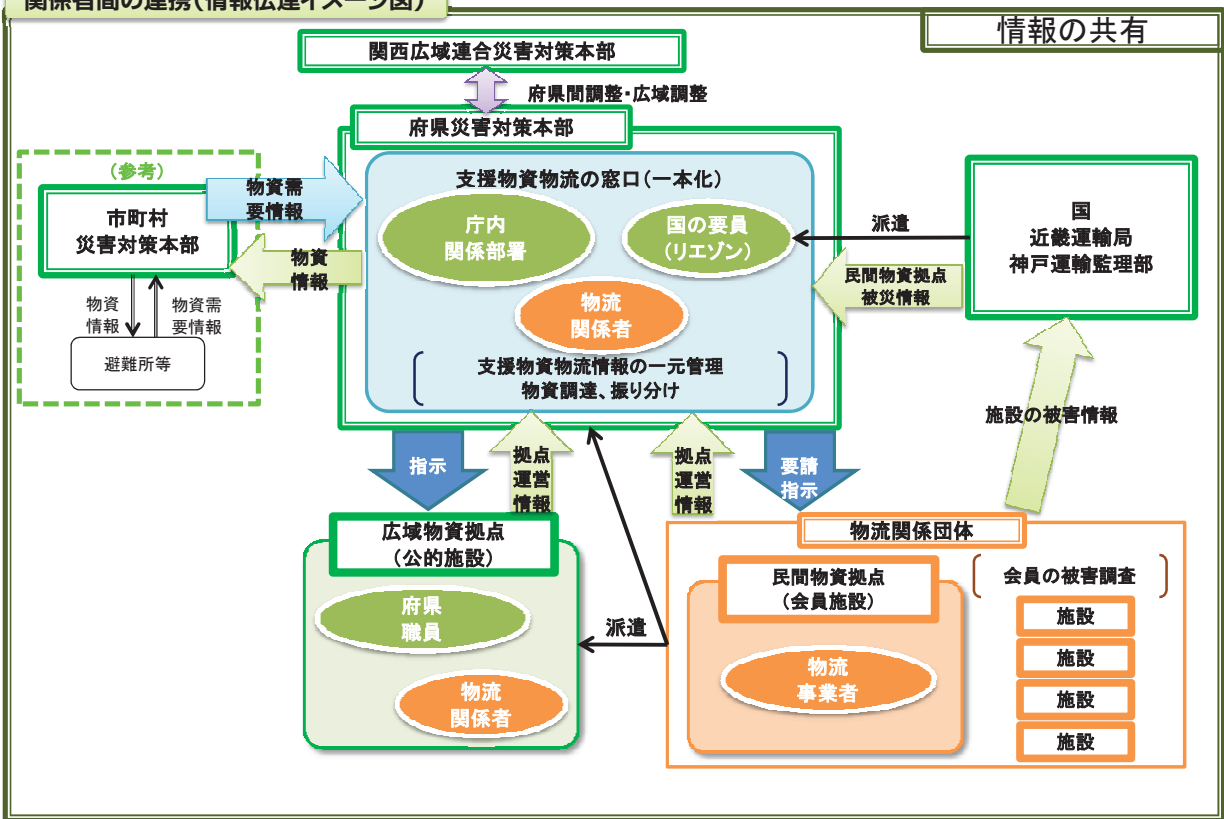
物量を仮定した配送シミュレーション

問題点・課題の検証

組織名 | 国土交通省 近畿運輸局

防災に関する取組など

関係者間の連携(情報伝達イメージ図)



注: 今回、市町村の関係部分については、検討の範疇外としたが、市町村の役割としては、
 ①避難所における必要物資の情報を的確に把握し、必要な物資について府県に要請するなどにより調達する、
 ②必要な情報を府県及び物流事業者と共有する、ことが上げられる。

近畿運輸局におけるTEC-FORCEの活動イメージ

TEC-FORCEとは

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省において設置された緊急災害派遣隊のことをいう。

目的

運輸局におけるTEC-FORCEの活動は、国土交通省防災業務計画に基づき、災害時において被災地方公共団体等が行う緊急物資輸送の実施にあたって、円滑な実施を図ることを目的とする。

基本方針

運輸局におけるTEC-FORCEの活動は、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請があった場合には、関係公共機関及び関係事業者等と密接に連携し、あらゆる輸送手段(航空に係るものを除く)を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

